



令和4年8月 発行

〒783-0055

高知県南国市双葉台7番地1

一般社団法人高知県森林整備公社

TEL (088) 862-4180

FAX (088) 862-4181

e-mail kssk@kochissk.jp

URL <http://kochissk.jp/>



■ 理事長からご挨拶

令和4年4月1日から理事長を務めさせていただいています森下と申します。
分収林造林地の土地所有者の皆様、お世話になっている林業事業体の皆様、並びに公社の運営にご協力いただいております皆様、どうぞよろしくお願いいたします。

さて、今年度は第12期経営計画のスタートの年となります。この計画は外部専門家からなる策定委員会のご意見を基に策定した令和4年度から9年度までの当公社の5カ年計画です。

昨年はウッドショックと言われるほど木材価格が回復するなど明るい兆しもありましたが、公社の経営を取り巻く状況は依然として厳しいものがあります。このため、これまで以上に経営の改善に取り組む一方、引き続き利用間伐の実施や立木販売事業を積極的に実施するとともに、販売収益の向上を図るための地上権設定期間（契約期間）の延長などの取組を進める計画です。

これらに加えて、分収造林地の所在市町村と連携して、それぞれの地域の実情に応じた森林整備の在り方を考えていくことや、令和元年度からスタートしました森林経営管理制度の取組への参画などにも取り組んでいくこととしています。

また、世界的にSDGsの取組が求められる中、国においても脱炭素社会の実現を目指すことを宣言しており、当公社としても、オフセットクレジットの発行など、カーボンニュートラルに向け貢献できる取り組みを検討することとしています。

これらの取組を着実に進めることで、造林地所有者の皆様にご契約いただいている分収林について、初期の目的を達成できるよう職員一同努力してまいりますので、ご理解、ご協力を賜りますようよろしくお願い申し上げます。

理事長 森下 信夫

■ 令和3年度 公社営林等 森林整備事業集計表

単位：ha・m・千円

市町村	一般造林			センター造林			面積計	延長計	事業費計
	面積	延長	事業費	面積	延長	事業費			
室戸市	18.56	4,108	37,678	20.63	9,840	6,748	39.19	13,948	44,426
安芸市				116.19		25,359	116.19		25,359
香美市			188						188
中土佐町			9	86.79	760	23,870	86.79	760	23,879
津野町				50.87		10,770	50.87		10,770
四万十町	12.90	2,260	23,630	94.32	2,409	43,735	107.22	4,669	67,365
黒潮町	43.03	7,617	65,311				43.03	7,617	65,311
四万十市				117.71	4,080	29,329	117.71	4,080	29,329
宿毛市	32.57	3,663	29,292				32.57	3,663	29,292
土佐清水市	8.12	1,615	13,226				8.12	1,615	13,226
三原村	5.64	1,542	12,342				5.64	1,542	12,342
計	120.82	20,805	181,676	486.51	17,089	139,811	607.33	37,894	321,487



スマート林業への取組

全国的に林業のICT化が進み、デジタル機器を活用した森林資源の解析・分析によって業務の省力化及び集約化につなげようと皆さん取り組まれています。

公社では、令和3年度からドローンを活用した森林管理の実用化を始めており、主伐及び間伐地に関わる施業実施状況の調査、植栽状況や下刈り状況の確認等を行っています。

また、上空からリアルタイムの写真が撮影できることから、ドローンは判り難い林内の境界を判断する支援ツールとしても活躍しています。

これらで取得した各種データを3D化することで、土地所有者の皆様にご説得力のある説明資料を提供できるようになりました。

撮影場所：香美市内（公社有林）



○ドローンで撮影した写真を3D化した物



○山林の形状を3D解析した物



○ドローン操作風景

新入社員のご紹介

今年4月に新規採用された職員1名をご紹介します。



事業課 主事 西森 誉

今年から高知県森林整備公社で働くことになりました西森です。

山に入って作業を行うことはきついと感じますが、やり終えた後の達成感がありとても良いものです。

今はまだほとんどのことが手探り状態で仕事に追いつくことに必死ですが、一日も早く仕事を覚えるように頑張りたいと思います。

Quiz ~~~ちょっと一休み~~~

- ① 高知県森林整備公社の所在地はどこ？
 北川村 南国市 いの町
- ② 山頂に「馬鹿だめし」があり、土佐国唯一の修験場
横倉山があるのは？
 大川村 高知市 越知町
- ③ 高知を舞台にした細田守監督の映画の作品名は？
 竜とそばかすの姫 ドラゴン姫 竜のそばかす
- ④ 高知県出身の俳優は？
 和田正人 玉木宏 織田裕二
- ⑤ 高知県森林整備公社職員の平均年齢は？（令和4年4月1日現在）
 46.9歳 30.2歳 35.7歳



公社営林 所在地：四万十町



■ 公社の現状と課題について

令和4年4月1日付で高知県森林整備公社の参事として着任しました諏訪貴信と申します。公社営林は高知県の東部から西部まで広くにわたっておりますが、土地所有者や林業事業者の皆様方とのコミュニケーションを第一に考えておりまして、できる限り脚を運ばせていただきたいと思います。



参事 諏訪 貴信

お役にたてるよう頑張りたいと思いますので、どうかよろしくお願いいたします。

さて、当公社は発足して、今年で61年目となります。

これまでに所有者の方から土地をお借りして、造林・管理してきた公社営林は、実に約1万3千ヘクタールにのびます。

この森林資源は、今やその多くが主伐期を迎えるまでに育っており、分収林契約に基づき、立木販売の実行に日々取り組んでおりますが、現在、大きな課題が生じております。

それは、50~60年前の契約ですから、既にお亡くなりになり、代替わりされている方が数多くおられます。契約書には、「土地所有者の報告義務」がありますので、ご面倒をおかけしますが、下記のとおり報告していただきますようよろしくお願いいたします。

先日、ある土地所有者の方から公社にお電話がありました。「〇〇公社営林は売れましたか？」との問いかけに、私は「残念ながら、応札者がおりませんでした」と返事をしたところ、さも残念そうな様子でしたが、「わかったよ。大丈夫だよ！60年も待っているのだから。ただ自分が生きているうちに売ってくださいね」と言われ、電話を終えました。数分の電話のやりとりでしたが、私は、「今後、努力して立木販売を達成し、所有者の皆様方に少しでも多くの還元をしないとイケない。」と改めて使命感を感じたところです。

■ 契約者の皆さまに大切なお願い

契約者の住所や氏名の変更、また相続・売買・贈与等で所有者に変動があった場合は、**必ず**公社までご連絡をお願いします。

変更のご連絡が無い場合、公社からのお知らせや、協議、分配金の通知などがお手元に届かないため、分配金のお支払いができない場合があります。

また、相続の場合、登記を行わないままだと、相続の権利者数が増え、登記に多くの時間と費用が発生することもありますので、早めの手続きをお勧めします。

登記についてのご相談は、高知県司法書士会（電話 088-825-3143）、若しくはお住まいの地域の司法書士にお問い合わせください。無料相談もあります。

なお、民法・不動産登記法の改正により相続登記の申請が義務化されます。（令和6年4月～）相続等により不動産を取得したら3年以内に登記申請と同時に、公社にご一報ください。

一般社団法人高知県森林整備公社への交通アクセス

- ◆自動車 高知駅から約25分
高知駅 → 県道384号 → 県道374号 → 国道32号 → 高知県中央木材工業団地内

- ◆公共交通機関（JR四国）
JR高知駅 → JR後免駅（約15~20分） → JR後免駅からは、タクシーによる移動（約10分）

Quiz の答え

- ① イ ② ウ ③ ア ④ ア ⑤ ア



<https://forms.gle/LccRA4w7BgrRqJbcA>



高知県からのお知らせ
森林所有者のみさまへ...

間伐や造林などに関する支援制度(令和4年度)

令和4年7月現在

1. 施業を集約化し、間伐等を行う場合の補助事業

■造林事業(国庫補助等) 下表以外の作業種...再造林、鳥獣害防止施設、下刈、森林作業道など

区分	作業種	対象林齢	事業内容	事業規模	間伐率	補助要件等	補助率
森林環境保全直接支援事業	除伐	11~25年生(除伐)	不用木の除去、不良木の淘汰	0.1ha以上/施行地	30% ※保育間伐Dは25%	下記の①、②のいずれかに該当していること。 ①森林経営計画の認定を受けた者。 ②特措法に基づく特定間伐促進計画の事業主体に位置付けられた者。 ※施業実施前に「事前計画書」の提出すること。	県が定めた標準単価の68%
	間伐(保育)	保育間伐A 11~35年生 保育間伐B 36年生~ 保育間伐D 31~60年生 保育間伐E 36~60年生	不用木の除去、不良木の淘汰 ※保育間伐Bは、伐採木の平均胸高直径が18cm未満 ※保育間伐Eは、国の令和4年度予算から適用	0.1ha以上/施行地			
	間伐(搬出)	11~60年生 ※森林経営計画に基づく場合は標準伐期齢の2倍以下の林齢	間伐及び伐倒木の搬出集積	0.1ha以上/施行地 ①森林経営計画に基づく場合 森林経営計画ごとに間伐・更新伐の施行地面積の合計が5ha以上で平均搬出材積が10m ³ /ha以上 ②特定間伐等促進計画に基づく場合 集約化実施計画ごとに間伐・更新伐のそれぞれにおいて施行地面積の合計が5ha以上で平均搬出材積が10m ³ /ha以上 ※国の令和4年度予算から、5haの面積要件が廃止			
	更新伐	31~90年生	伐倒及び伐倒木の搬出集積、植生の更新(天然更新を含む)	0.1ha以上/施行地			
環境林整備事業	間伐(保育)	保育間伐C 11~60年生	不用木の除去、不良木の淘汰	0.1ha以上/施行地		下記の①、②のいずれかに該当していること。 ①市町村 ②森林整備法人、森林組合、森林法施行令第11条に定める特定非営利活動法人等(地方公共団体及び森林所有者と協定を締結した場合に限る。)	県が定めた標準単価の72% (保安林又は市町村森林整備計画に規定する公益的機能が低い森林)又は 県が定めた標準単価の36%(その他)

■みどりの環境整備支援交付金(県補助) 造林事業への嵩上げ(造林事業と合計で概ね90%相当)

作業種	対象林齢	事業内容	補助要件等	補助率
除伐	11~25年生	造林事業(森林環境保全直接支援事業(除伐))への嵩上げ	造林事業で採択された除伐及び保育間伐(A・B・C・D・E)とする。	定額 42,000円/ha
間伐(保育)	11~35年生	造林事業(森林環境保全直接支援事業(保育間伐A))への嵩上げ		定額 46,000円/ha
	11~45年生	造林事業(森林環境保全直接支援事業(保育間伐B))への嵩上げ		定額 42,000円/ha
	11~45年生	造林事業(環境林整備事業(保育間伐C))への嵩上げ		定額 32,000円/ha
	31~45年生	造林事業(森林環境保全直接支援事業(保育間伐D))への嵩上げ		定額 30,000円/ha (林内整理ありの場合は44,000円)
	36~45年生	造林事業(森林環境保全直接支援事業(保育間伐E))への嵩上げ		定額 28,000円/ha

■木材安定供給推進事業(国庫補助) 下表以外の作業種...資源高度利用型施業(一貫作業、鳥獣害防止施設等)、林業専用道(規格相当)、森林作業道など

作業種	対象林齢	事業内容	事業規模	間伐率	補助要件等	補助率
間伐(搬出)	林齢制限なし	不用木の除去、不良木の淘汰、支障木やあばれ木等の伐倒・造材・集材搬出集積、積込・原木仕付け費	0.1ha以上/施行地	30%	【体質強化】 ①体質強化計画に明記された「原木供給計画参画事業実施主体」のうち市町村、森林整備法人等及び選定経営体。 ②同一林班又は区域内に森林経営計画が作成されている場合は、翌年度末までに本事業での施行箇所を経営計画対象森林とするよう努めること。 【成長産業化】 ①市町村、森林整備法人等及び選定経営体。 ②同一林班又は区域内に森林経営計画が作成されている場合は、翌年度末までに本事業での施行箇所を経営計画対象森林とするよう努めること。(除伐・保育間伐は除く) ③生産基盤強化区域内(除伐・保育間伐は、生産基盤強化区域及びこれに準ずる区域)で実施すること。	定額(間接費を含む) ・搬出材積:10m ³ 以上30m ³ /ha未満 177,000円~242,000円/ha以内 ・搬出材積:30m ³ 以上50m ³ /ha未満 241,000円~330,000円/ha以内 ・搬出材積:50m ³ 以上70m ³ /ha未満 371,000円~508,000円/ha以内 ・搬出材積:70m ³ 以上 494,000円~676,000円/ha以内

2. 自分で自分の山を手入れをする場合の補助事業(自伐林家等を含む)

■緊急間伐総合支援事業(県補助) 下表以外に路網整備(500~1,500円/m)

作業種	対象林齢	事業名	事業規模	間伐率	補助要件等	補助率
間伐(保育)	11年生~	公益林保全整備事業	0.1ha以上/施行地	30%	保安林又は市町村森林整備計画に規定する公益的機能が低い森林で集約化が困難な森林。	定額 80,000円/ha
間伐(搬出)	スギ:31~70年生 ヒノキ:31~90年生	森林整備支援事業	0.1ha以上/施行地	30%	国庫補助の対象とならない森林。 ※20%の間伐は、高知県小規模林業推進協議会の会員に限定	定額 183,000円/ha
				20%		定額 122,000円/ha

3. 再造林及び被害防護施設等に対する支援制度

■森林資源再生支援事業(県補助) 造林事業、木材安定供給推進事業への上乘せ(造林事業等と合計で概ね90%相当)、林地残材等の運搬に要する経費への支援など

作業種	補助要件等	補助率
再造林等	造林事業及び木材安定供給推進事業で採択された人工造林及び付帯施設等整備(鳥獣害防止施設等整備)、下刈り(隔年)とする。 ただし、シカ被害防護施設については、再造林等と一体的に実施するものとする。	コンテナ苗による再造林等:県が定めた標準単価の27%以内(補助率68%の場合は合わせて95%) 上記以外の作業種:県が定めた標準単価の22%以内(補助率68%の場合は合わせて90%) ※再造林及び耕作放棄地への造林に限る
シカ被害防護施設		
下刈り(隔年)		
再造林の推進(林地残材等搬出)	再造林を行う皆伐施業地から発生する林地残材等(C材又はD材)を有効利用するために必要な山土場から利用施設までの運搬	定額 600円/m ³ (チップ等端材)

上記は、国及び県の補助事業とそのおもな内容です。市町村によっては、独自の上乘せ(加算)などを行っている場合がありますのでご確認ください。また、事業によって補助要件等がございます。詳しくは、森林の所在する下記の林業事務所にお問い合わせください。

— お問い合わせ先 —

高知県林業振興・環境部木材増産推進課(造林・間伐担当) 088-821-4602、安芸林業事務所 0887-34-1181、中央東林業事務所 0887-53-0657、
福北林業振興事務所 0887-82-0162、中央西林業事務所 088-893-3612、須崎林業事務所 0889-42-2371、福多林業事務所 0880-35-5977、
もしくは、森林の所在する市町村、森林組合までお問い合わせください。



環境林整備事業、みどりの環境整備支援交付金、公益林保全整備事業には、県民の皆さまから預かりました森林環境税が活用されています。